



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 26 年 4 月号

《 所長便り 》  
最近よく思うこと。



この経営者（勇者）の  
攻撃力は、1 2 8  
守備力は、6 3  
だなーっと。

攻撃力とは、売上を作る力＝営業力  
守備力とは、経営を管理する力＝総務力、管理力

この2つのうち、世の中の勇者で足りないのは、というと 守備力 なんだろうと思います。  
なぜなら、攻撃力の無い、メタルスライムみたいな人は、そもそも、冒険の旅に出ないんです。  
町の住人として、勇者に世間話をするだけなのでしょう。  
攻撃力があるから勇者として、冒険の旅にでる。しかし、守備力が無いため、HP（お金）の減りが激しい。  
HPの減りが激しいと、うまくいく時はうまくいくが、たまにコロっと、死んでしまう。  
よくある光景です^^；。

よく、勇者の妻がパーティー（役員）の編成に入ってきます。  
妻を僧侶（守備力が高い人、ゲームでは、回復役ですが・・・）とすると、  
その2人が揃うと非常にバランスのとれたパーティーになります。  
しかし、僧侶がいないと、そこは、非常に苦しいパーティーになります。  
1人で冒険に出る場合、  
攻撃力がもともと高い武闘家タイプの勇者は、意識して守備力を高めるべきです。

と、ここからが本題

守備力とは、理論的に経営の数字を理解し、帳簿等の整理がしっかりでき、無駄な支出を減らすこと。

中小企業の経営のゴールが、魔王を倒しエンディングを迎える（上場する）ではなく、長く冒険する（永続できる企業を作る）こと だとすると、  
攻撃力 128 守備力 63 の武闘家タイプではなく、  
攻撃力 90 守備力 90 のバランスタイプの方がうまくいく。  
膨大な数の経営者の方とお会いし、そんな事を思った訳です。

それはさておき、続いては、皆さんが見たくもない葵ちゃん（生後半年になりました）の写真を自己満足のためにアップするコーナーです。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

ちょっと一眼レフっぽく撮れるアプリで撮ってみました。



題：朗らかな日曜日



写真を見て一言：

暇だー。

ソファでゴルフでも見るかー。



写真を見て一言：

柱の角に足の小指ぶつけたー♪

《 顧問先の皆様へお知らせ 》

今月同封の請求書から顧問報酬が税抜表示となっております。

- ・請求書中の請求日付が3月末までの明細＝税込（5%）表示
- ・請求書中の請求日付が4月以降の明細＝税抜表示
- ・今回御請求額＝総額

ご不便をおかけ致しますが、何卒ご了承の程宜しくお願い申し上げます。

《 経営情報 》 文責：並河

17年ぶりに消費税率が引き上げられた今月4月から、もともとの納税額が少なく住宅ローン減税の効果が少ない中低所得者の住宅取得の負担緩和のため、以前からあった「住宅ローン減税」の拡充（一般住宅の場合、各年最大20万円の控除→40万円）とは別に、新たに「すまい給付金」制度が始まりました。

対象は、住宅を取得し登記上の持分を保有し居住する、一定以下の収入の方です。収入については県民税所得割額によるため家族構成により異なりますが、夫婦（妻は収入0）と中学生以下の子供2人のケースで510万円以下（消費税率10%時は775万円以下）となります。

給付額は、収入と不動産の持分割合で決まり、最大30万円（消費税10%時は50万円）です。

またこの制度は住宅ローン減税とは違い、現金での住宅購入についても適用可能です。その場合は年齢が50歳以上で、フラット35Sの基準を満たす住宅が条件になります。

申請は、入居後に給付申請書及び確認書類をすまい給付金事務局へ郵送またはすまい給付金申請窓口へ持参します。住宅事業者による申請手続き代行も可能です。

対象要件など詳しい内容については、国土交通省のホームページで確認可能です。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

《 今月の税務 》

- ・2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…4月30日
- ・8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…4月30日
- ・固定資産税(都市計画税)の第一期分の納付 申告期限…4月30日
- ・平成25年分所得税の振替納付日 振替日…4月22日
- ・平成25年分消費税の振替納付日 振替日…4月24日

《 行楽日記 》 文責：原田



私の家のすぐ前に公園があります。先日、犬の散歩でこの公園に行きました。

この公園を少し観察してみると、他の公園にあるソメノヨシノの桜の木がないのです。今の時期はどこにでも咲いている桜ですが、一つもありません。そのかわり、八重桜、藤、椿、コブシ、イチョウなど一本ずつ植えてあります。なんとなく閑散としており、地味な公園ですが、よく見ると愛着が湧いてきます。休日は子どもが遊んでいたり、犬の散歩をしていたり、結構にぎやかです。

八重桜というのは、遅咲きの桜のようです。他にもまだ咲いていない花がいくつかありましたので、季節の移ろいとともにもたまたま違う一面をみせてくれることと思います。

小さな公園の中には、普段は見過ごしてしまうような小さな世界がありました。何気なく過ぎ去っていく景色にふと目を向けてみると、もっと多くの発見があるのかもしれない。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)